

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	高圧ガスの製造の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、高圧ガスの製造の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第5条第1項、第8条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	2週間
判断基準	<p>法第5条第1項に該当する者の申請で、同第8条に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高圧ガス保安法 第5条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。 一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。)が一日百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに百立方メートルを超える政令で定める値)以上である設備(第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第2条第4項の供給設備に同条第1項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。) 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値)以上のもの(第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造をしようとする者</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。 一 製造(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の12第1項第4号、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>一般高圧ガス保安規則 第5条 第一種製造者に係る技術上の基準 第6条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第6条の2 コールド・エバポレーターに係る技術上の基準 第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準 第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準 第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準
第8条の2 移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
第99条 危険のおそれのない場合等の特則

液化石油ガス保安規則

第5条 第一種製造者に係る技術上の基準
第6条 第一種製造設備に係る技術上の基準
第7条 第二種製造設備に係る技術上の基準
第8条 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
第9条 移動式製造設備に係る技術上の基準
第97条 危険のおそれのない場合等の特則

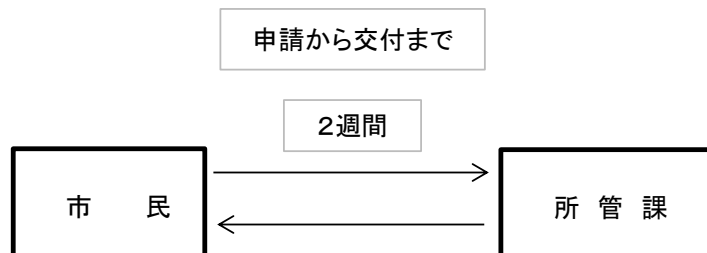
コンビナート等保安規則

第4条 特定製造者に係る技術上の基準
第5条 製造施設に係る技術上の基準
第5条の2 コールド・エバポレータに係る技術上の基準
第6条 特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準
第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準
第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
第9条 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管
第10条 コンビナート製造事業所間の導管
第11条 連絡方法の通知等
第54条 危険のおそれのない場合等の特則

冷凍保安規則

第6条 第一種製造者に係る技術上の基準
第7条 定置式製造設備に係る技術上の基準
第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準
第9条 製造の方法に係る技術上の基準
第69条 危険のおそれのない場合等の特則

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。